

名古屋市における 災害時のアスベスト飛散防止について

アスベストは、その危険性から、現在は使用が禁止されていますが、建築材料としていまだ多くの建築物に残っています。また、地震等の災害時には、被災した建築物の復旧時に解体・補修等の実施が想定されます。

アスベストが使用されている建築物の解体等工事には、大気汚染防止法等による規制がされています。災害時には、これら平常時における対策がとりづらいことから、本市では、災害時におけるアスベストの飛散防止を図るため、「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を策定しています。

建築物の管理者、解体等工事の施工者及び廃棄物収集・運搬業者の皆様におかれましては、本マニュアルを参考に、災害時においても、建築物の解体や廃棄物の処理において、アスベストの飛散防止を図るためご協力をお願いいたします。

【マニュアルの概要】

★災害発生時の応急措置について（建築物の管理者様へ）

災害時においても、建築物の倒壊等によりアスベストが飛散するおそれがある場合には、飛散防止のための応急措置を実施するよう努めてください。

＜応急措置の例＞

- ◆ビニールシート等により養生し、飛散防止を図る。
- ◆散水・薬剤散布によりアスベストの湿潤化等の措置を行う。
- ◆アスベスト飛散のおそれがある建築物への立入禁止措置を講じる。

★解体等工事の事前調査等について（解体等工事の施工者様へ）

災害時においても、アスベストの飛散防止が重要とされることから、大気汚染防止法等に基づく解体等工事の事前調査等を実施してください。

建築物の状態により、事前調査が実施できない場合は、作業を実施する区を所管する保健センター又は労働基準監督署にご相談ください。

★アスベストの飛散防止について（解体等工事の施工者様へ）

災害時においても、建築物の解体等工事の実施にあたり、「作業の安全確保」と「アスベストの飛散防止」を行ってください。

廃棄物については、廃石綿、石綿含有廃棄物等のマニュアルに基づく区分を基本とし、適正に保管してください。

★廃棄物の収集・運搬等について（廃棄物収集・運搬業者様へ）

アスベストに係る廃棄物の収集・運搬にあたっては、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、かつ他の廃棄物と混合しないように、適正に区分し、収集・運搬してください。

※「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」は、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができますので、詳細についてはそちらをご覧ください。

名古屋市公式ウェブサイト
(<https://www.city.nagoya.jp>)

災害時 石綿

サイト内検索

お問い合わせ先

お問い合わせ内容		お問い合わせ先	
特定粉じん排出等作業に関すること		環境局地域環境対策部大気環境対策課	052-972-2674
	東・北・西・中村・中	西区公害対策課（西区役所5階）	052-523-4613
	熱田・中川・港	港区公害対策課（港保健センター3階）	052-651-6493
	瑞穂・南・緑・天白	南区公害対策課（南区役所2階）	052-823-9422
	千種・昭和・守山・名東	名東区公害対策課（名東区役所1階）	052-778-3108
産業廃棄物に関すること		環境局事業部廃棄物指導課	052-972-2392
建設リサイクル法に関すること		住宅都市局建築指導部建築指導課	052-972-2924
労働安全衛生法に関すること		愛知労働局労働基準部健康課	052-972-0256
	千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・名東・天白	名古屋東労働基準監督署	052-800-0792
	西・中村	名古屋西労働基準監督署	052-481-9533
	中川・港・南	名古屋南労働基準監督署	052-651-9207
	東・北・中・守山	名古屋北労働基準監督署	052-961-8653